新旧対照表

改正前

葛城市地域公共交通活性化協議会規約

(設置目的)

第 | 条 | 葛城市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)| 第 | 条 | 葛城市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。) は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第 59号。以下「法」という。)第6条第I項の規定に基づき、地域公 共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための地域 公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する 協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。なお、 この協議会は道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地 域公共交通会議の性格を有するものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県葛城市柿本I66番地葛城市役所庁|第2条 協議会の事務所は、奈良県葛城市柿本I66番地葛城市役所庁 舎内に置く。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する ものとする。
- (1) 市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に 関すること。
- (2) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。

改正後

葛城市地域公共交通活性化協議会規約(案)

(設置目的)

は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第 59号。以下「法」という。)第6条第I項の規定に基づき、地域旅 客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活 性化及び再生を推進するための地域公共交通計画(以下「交通計画」 という。)の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を 行うため設置する。なお、この協議会は道路運送法(昭和26年法律 第183号)に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとす る。

(事務所)

舎内に置く。

(協議事項)

- | 第3条 | 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する ものとする。
- | (1) 市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に 関すること。
 - (2) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。

- (3) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要 と認めること。

(組織)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 協議会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人
- 3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職によ|第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職によ り協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の| 職を辞任したものとみなす。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第6条 会長は、市長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 (副会長)
- 第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき│2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき は、その職務を代理する。

- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要 と認めること。

(組織)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 協議会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人
- 3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。 (委員の任期)
- り協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の 職を辞任したものとみなす。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第6条 会長は、市長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 (副会長)
- 第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- は、その職務を代理する。

(監事及び監査)

- 第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければな│3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければな らない。

(会議の運営等)

- が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させるこ│3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させるこ とができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告する ことにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資│6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資 きる。

(監事及び監査)

- 第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- らない。

(会議の運営等)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長|第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長 が議長となる。
 - 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - とができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告する ことにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
 - の決するところによる。
 - 5 会議は原則として公開とする。
 - 料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることがで| 料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることがで きる。
 - 7 緊急を要する場合又は会長が必要と認めるときは、文書その他の方 法による開催とすることができる。
 - 8 前項の場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しな | 第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しな ければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、企画部企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及 | 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及 び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事 項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもっ | 第15条 協議会が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもっ て打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければなら|第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければなら ない。

(協議結果の尊重義務)

ければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、企画部企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

│第│3条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事 項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

て打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

ない。

(その他)

項は、会長が協議会に諮り定める。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事│第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事 項は、会長が協議会に諮り定める。

<u>附 則</u>

この規則は、令和3年 月 日から施行する。

別表(第4条関係)

葛城市地域公共交通活性化協議会委員

区分		委員
法第6条第2項	地域公共交通総合	葛城市長
第1号の委員	連携計画作成市	
法第6条第2項		奈良交通株式会社
第2号の委員		自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社
		総合企画本部 計画部長
	公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社
		近畿統括本部大阪支社 総務企画課長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人
		奈良県タクシー協会 専務理事
		一般社団法人
		奈良県タクシー協会 葛城市部会 代表
		奈良国道事務所 副所長
	道路管理者	奈良県高田土木事務所 所長
		葛城市都市整備部 部長
法第6条第2項	公安委員会	奈良県高田警察署 交通課長
第3号の委員		葛城市区長会
		会長
		副会長
	市民又は地域公共	
	交通の利用者	葛城市寿連合会 会長
		葛城市民生児童委員連合会 会長
		葛城市議会
		議長
		総務建設常任委員会 委員長
		近畿運輸局 近畿運輸局奈良運輸支局長
		奈良県県土マネジメント部
	葛城市が必要と	リニア推進・地域交通対策課長
	認める者	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
		事務局長
		葛城市社会福祉協議会 局長

別表(第4条関係)

葛城市地域公共交通活性化協議会委員

区分		 長
		委員
法第6条第2項	地域公共交通総合	葛城市長
第1号の委員	連携計画作成市	
法第6条第2項		奈良交通株式会社
第2号の委員	公共交通事業者等	自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社
		高田市駅 駅長
		西日本旅客鉄道株式会社
		近畿統括本部大阪支社 総務企画課長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人
		奈良県タクシー協会 専務理事
		一般社団法人
		奈良県タクシー協会 葛城市部会 代表
	道路管理者	奈良国道事務所 副所長
		奈良県高田土木事務所 所長
		葛城市都市整備部 部長
法第6条第2項	公安委員会	奈良県高田警察署 交通課長
第3号の委員		葛城市区長会
		会長
		副会長
	市民又は地域公共	葛城市商工会 局長
	交通の利用者	葛城市寿連合会 会長
		葛城市民生児童委員連合会 会長
		葛城市議会
		議長
		総務建設常任委員会 委員長
		近畿運輸局 近畿運輸局奈良運輸支局長
		奈良県県土マネジメント部
	葛城市が必要と	リニア推進・地域交通対策課長
	認める者	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
		事務局長
		葛城市社会福祉協議会 局長